

平成31年度公立大学法人公立鳥取環境大学年度計画

公立鳥取環境大学は、『人と社会と自然との共生』を実現していくため、大学の質の一層の向上に努めながら、豊かな人間性にあふれ、環境問題や経営についての幅広い知識、高いコミュニケーション能力を備えるとともに、自ら考え行動し、力強く生きる人間を育成します。

また、持続的な社会の発展を目指し、地域の自然環境や人と人の繋がりを大切にするローカルな視点を持ちながら、自然環境の保全と人類の持続可能な経済発展の両面にわたりグローバルに活躍できるバランス感覚に優れ、地域を担う人材を育成します。

さらに、平成27年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals（以下「SDGs」という。）における包括的な17の目標の実現に寄与すべく、本学はSDGsの原則を支持し、SDGsにおける諸課題を解決するための知識とスキルを有する人材の育成及び課題の解決策を提供する研究活動を推進します。

I 大学の教育等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育の目的に関する目標を達成するための措置

- 第2期中期計画を着実に実行していくとともに、本学の教育目標を達成するためにも、平成28年3月に定めた公立鳥取環境大学版リベラルアーツを推進していきます。環境マインドに基づく自然科学（数学を含む）、社会科学（経済、経営、歴史等）、人文科学（文学、哲学）、外国語等、深い教養の下地となる基礎教育をリベラルアーツの基礎とし、これを深化させる教育の推進を進めていきます。（No.1）

【人間形成教育の目的】

- 教育課程の中に配置した人間形成教育科目群（総合教育科目、環境基礎科目、外国語科目、情報処理科目、キャリアデザイン科目及び総合演習科目）の新カリキュラム科目を含め引き続き開講し、幅広い知識と基礎学力、問題発見から解決策を導き出す能力や自ら行動する力など社会に必要な基礎力を身に付けた人材の育成に取り組みます。（No.2）

【環境学部の目的】

- 環境学部の全ての教員が一体となって、「持続可能な地域社会づくりのための具体的な提案・実践ができる人材の育成」を目指し、総合的に環境問題に取り組むことによって、環境問題の全体像の理解と同時に、専門的な知識と思考力・行動力や高い教養、応用力を身に付けた人材の育成に取り組みます。（No.3）

【経営学部の目的】

- 経営学部の全ての教員が一体となって、「環境と共生する社会の構築に貢献できる人材の育成」を目指し、持続可能な経営のあり方を考え、様々な課題や業務等について具体的に企画・実行できる幅広い知見と実践力を持つ人材の育成に取り組みます。（No.4）

【大学院環境経営研究科の目的】

- 大学院環境経営研究科の全ての教員が一体となって、学士課程での環境、経営に関する基礎的知識をもとに、より専門性の高い知識、思考力、実践力の獲得を可能とするような教育・研究環境を提供します。この研究科に設けられた「環境学専攻」と「経営学専攻」は、相互に他専攻の研究内容にもより深く触れ、「人と社会と自然との共生」、「持

「持続可能な社会」の構築に向けた、実現可能な提案や、その提案に基づいた実践的研究ができる人材の育成に取り組みます。(No.5)

(1) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

①教育方針

ア 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいた教育の実施

- 各学部及び研究科が定める学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に合致する到達目標及び成績評価方法を設定し教育を行います。なお、教育内容については、ディプロマ・ポリシーに照らし随時点検を行い、必要な場合はその改訂を行います。(No.6)
- 各授業の成績評価方法は、引き続きシラバス（授業計画）に明示し、成績を厳正・公正に評価します。(No.7)
- 各学期終了後、個人情報 の適正な管理に配慮の上、引き続き保護者に対しても成績を通知します。(No.8)
- 欠席状況や成績状況を基に学習意欲が少ないと判断される学生には、引き続き教員、事務局及び保護者が連携して、履修指導、生活指導を行います。(No.9)
- 引き続き科目毎の学生成績情報や授業評価アンケート結果等を活用し、授業の改善につなげるとともに、FD（ファカルティ・ディベロップメント＝授業内容・方法を向上させるための取組）研修等を通じて授業の実施方法や評価方法を高めます。(No.10)

イ 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の明確化

- 各学部のカリキュラム・ポリシーに基づいて、引き続き教育課程を編成し、学生の専門知識の修得とともに幅広い教養を身に付け、社会に対応できる能力の養成を図ります。なお、教育課程については、学生の状況や授業アンケートあるいは社会的要請を踏まえて随時点検を行い、必要な場合はその改訂を行います。(No.11)
- 学部毎に定めたカリキュラム・ポリシーに基づいて編成された授業科目について、各学部の専門科目を他学部の人間形成教育科目として数科目（平成27年度に定めたカリキュラム改革である公立鳥取環境大学版リベラルアーツ科目として）を開講し、さらに充実した教育を展開します。(No.12)
- 引き続き指導教員（チューター）が個々の学生の履修相談に応じ、支援します。(No.13)
- 教育目標の達成については、成績調査や授業評価アンケート等により引き続き每学期検証を行います。平成30年度に実施した授業評価アンケート結果等を参考に、授業方法の改善を行います。授業評価アンケートの内容や運用方法については、必要に応じて見直しを行い、教育方法の向上に役立てます。(No.14)

- 単位互換制度について、COC+事業及び鳥取県4大学間単位互換協定をはじめとする大学間連携事業を通じて、他大学との単位互換を引き続き推進します。(No.15)
- 文部科学大臣の認定(平成31年1月25日付認定)を受けた新教職課程を本年度より開始します。また、新教職課程の認定通知書に付記された教職課程の質的水準の向上への努力について、その方策を検討します。(No.16)
- 新教職課程のカリキュラムに基づいて引き続き教職を目指す学生に適切な教育を行い、教育実習時期・受入校を検討し依頼します。(No.17)

ウ 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に基づいた入学者選抜

- アドミッション・ポリシーに基づき、入学者の選抜にあたっては、平成31年度入試と同様に一般入試と特別入試(AO、推薦)を引き続き実施します。推薦入試については、専門高校枠・地域枠のあり方について引き続き検討します。また、私費外国人留学生入試、社会人特別入試も引き続き実施します。(No.18)
- アドミッション・ポリシーに沿った外国人留学生が入学するよう、私費外国人留学生入試の選抜方法を検討します。(No.19)
- 平成32年度から始まる新入試に合わせ、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を調整するとともに、入学者の追跡調査、志願者動向、高校教員・保護者・地域等の要望及び意見を参考にして、選抜方法等の詳細について検討します。(No.20)

②教育内容

ア 学部教育

- 環境学と経営学の基礎を幅広く理解し、問題解決能力を涵養する「公立鳥取環境大学版リベラルアーツ」の理念を実現するため、引き続き、他学部専門科目の履修、及び人間形成科目として認められている他学部科目の履修を可能とする教育課程を配置します。(No.21)
- 英語教育については、引き続きコミュニケーションに重点を置いた「Intensive English 1～8」により、実践的な英語力を養成するとともに、学習意欲や能力等を踏まえたクラス編成を検討します。(No.22)
- 英語の授業以外にもTOEIC等の資格取得について、外部専門学校等と連携し講座を開催し、CEFRにおけるB1レベル以上の者を中期計画期間内に年間30人以上を達成することを目指します。(No.23)

イ 大学院教育

- 「環境学専攻」、「経営学専攻」及び両専攻分野を横断した融合的科目である「環境経営科目群」を設置し、より専門性の高い知識、思考力、実践力の獲得を目指すとともに、実現可能な提案や、その提案に基づいた実践的行動ができる高度専

門職業人の育成に取り組みます。(No.24)

ウ 入学前教育

- A O入試及び推薦入試の合格者に対して、学部ごとに必要な学力を入学までに身に付けることを目的として、数学等の入学前教育を実施します。環境学部はeラーニング等(英語、数学、物理)の充実を図ります。経営学部は文章(小論文)作成能力の向上を図ります。(No.25)

エ リメディアル教育(基礎学力を補うために行われる教育)

- 環境学部は数学、物理の2科目、経営学部は数学、人間形成教育センターは英語のリメディアル教育を実施します。さらに各学部やセンターで必要な基礎学力について検討し、リメディアル教育の内容を改善します。(No.26)

(2) 教員評価制度・任用制の適切な実施のための措置

①教員の適正な配置等

- 文部科学省に提出した計画に基づく教員配置に加え、公立鳥取環境大学版リベラルアーツの推進に必要な教育・研究体制を整備するため、適切な教員配置を行います。(No.27)

②教員評価制度

- 教員は年度当初に教育・研究・社会貢献等の分野ごとに目標を定め、その目標に向かって努力していく教員評価制度を引き続き実施します。また、任期満了を迎える教員については、適正な審査の上、任期の更新を行います。(No.28)

(3) 教育の質の改善及び向上に関する目標を達成するための措置

①教育内容の質の点検

- 教員は授業評価アンケート結果に対し、授業の改善に関するレポートをFD委員会に提出し、教育の質向上に取り組んでいきます。(No.29)
- 平成31年2月に設置した新たな内部質保証推進体制のもと、教育の質の点検・評価を行い、改善の必要がある事項については、速やかに改善を図り、教育の質保証を継続的にを行います。(No.30)

②授業改善の取組

- 教員は授業評価アンケート結果に対し、授業の改善に関するレポートをFD委員会に提出し、教育の質向上に取り組んでいきます。(再掲 No.29)
- 本学主催のFD研修会を複数回開催する他、他大学、機関が実施する研修会への参加やワークショップ等を通じて教員の教育能力の向上を図り、大学全体として教育の改善や質向上に取り組んでいきます。(No.31)

③地域の企業や関係団体との連携

- 「キャリアデザインB」「鳥取学」等の科目において、地域の企業、各種団体、地元の方々を講師として招きます。(No.32)

④実践的な教育の展開

- 1・2年次開講科目である「プロジェクト研究1～4」で、地域における具体的な課題などをテーマとしたPBL (Project Based Learning) に、フィールドワークの要素も加え演習を行います。また、「環境学フィールド演習」を開講し環境についての幅広い専門知識の全体像を、体験を通じて理解したうえで、各学部を踏まえ「環境学ゼミ・演習1、環境学ゼミ・演習2 (環境学部)」「専門演習1、専門演習2 (経営学部)」を行います。(No.33)
- 地域の企業や各種団体等の協力のもと、長期のインターンシップを正規科目として実施します。また、鳥取県インターンシップ推進協議会が行うとっとりインターンシップ (地域協働型インターンシップ) を引き続き県内企業、県内高等教育機関が協力して実施し、これも正規科目として単位認定の対象とします。(No.34)
- 每期実施する授業評価アンケート等により、引き続き授業の改善に取り組みます。(再掲 No.14)

(4) 教育環境の整備に関する目標を達成するための措置

①ICT環境等の充実

- 大学全体のサーバシステム (各サーバ等が稼働する仮想環境の機器及びソフトウェア等) を更新することにより、新しい時代に対応したICT環境や学術研究の高度化・多様化・国際化に伴う学術情報基盤を整えます。また、昨年度更新した情報ネットワークシステム及び新しいサーバシステムの運用及び保守をしながら改善等を行うことにより、学生が学修に打ち込むことができ、教育成果・研究成果が挙げられるよう情報ネットワークシステム及びサーバシステムの充実を図ります。(No.35)
- 情報環境の整備・充実を図るため、平成28年度から推進している情報システム運用のアウトソーシングを完全運用します。(No.36)
- 平成29年度に構築した講義資料の配付やレポート提出をパソコンから行える授業支援システムを用い、教育活動の支援・効率化を行います。(No.37)

②研究用図書等の充実

- 本学の教育・学修及び研究用図書資料の充実を図るため、教員による専門書の選書を強化するとともに、学生によるブックハンティングを実施します。また、「情報メディアセンターだより」の定期発行や「電子データベース講習会」、「図書館利用説明会」を開催するなど、学生が主体的に図書館資料に触れる機会を提供し、レファレンス機能の充実を図ります。(No.38)

③教育研究環境の充実

- 平成30年4月に開設した「岩美むらなかキャンパス」と鳥取駅前にある「まちなかキャンパス」を活用して、鳥取県内をフィールドとしてより一層の教育、研究に取り組みます。(No.39)

(5) 就職支援に関する目標を達成するための措置

①キャリア教育方針の明確化と学生への就職活動支援

- 体系的なキャリア教育の実施ときめ細かな指導により、引き続き学生が描く目標の実現を支援します。(No.40)

[キャリア教育]

- ・ 1年次科目として「キャリアデザインA」(フレッシュャーズセミナーを含む)を必修科目として開講します。また、2年次科目として「キャリアデザインB」を開講し、担当教員による講義の他、各界からゲストスピーカーを招き、様々な職業に触れ学生自らのキャリアについて考えるきっかけを作ります。
- ・ 地域の企業や各種団体等の協力のもと、長期のインターンシップを正規科目として実施します。また、鳥取県インターンシップ推進協議会が行うとっとりインターンシップ(地域協働型インターンシップ)を引き続き県内企業、県内高等教育機関が協力して実施し、これも正規科目として単位認定の対象とします。

[就職支援体制]

- ・ 平成30年4月に開設した就職相談窓口「就職支援センター」において、学生に対し卒業まで一貫した支援を行います。
 - ・ 鳥取県東部・西部、関西、岡山に配置した企業開拓担当参与が、企業開拓、企業訪問を拡大します。また、各地の参与も積極的に学生指導に関わり内定獲得を支援します。
 - ・ 関西オフィス及び岡山オフィスを活用し、関西エリア、山陽エリアの企業開拓、学生の就職活動支援を強化します。
 - ・ 就職担当職員が3年生全員と面談し、個々の進路希望等を把握し、就職支援を実施します。夏休み直前の7月及び就職活動に入る前の1～2月の2回実施し、よりの確に学生の状況を把握します。
 - ・ 企業の採用コンサルタント経験を持つ講師による個人就職指導、及び専門のキャリアカウンセラーによるカウンセリングを継続して実施します。
 - ・ 1、2年生対象の進路ガイダンス、3年生対象の就職ガイダンスを開催し、就職に対する意識向上と就職活動スキルを高めます。
 - ・ 学生の企業訪問や採用試験受験に要する交通費等の一部助成等、経済的な支援を行います。
 - ・ 鳥取労働局(ハローワーク鳥取)との共催により学内就職面接会を開催し、卒業予定者の就職活動を支援します。
 - ・ 学内合同企業説明会(県と連携)、同窓会と連携した就職相談会、企業懇談会等を実施します。
 - ・ インターンシップの内容の充実に努め、鳥取県インターンシップ推進協議会と連携し参加学生の増加を図ります。
 - ・ COC+事業において、大学と企業・行政が平成28年3月に締結した協定に基づいて、地元への就職が進むようインターンシップの方法等について、企業・行政と一緒に検討していきます。
 - ・ 企業に対し学内個別企業説明会の開催を促し、学生の企業理解、業界理解の機会を増やします。
- 卒業生の就職内定率は100%を目指し、就職状況調査大学平均以上を達成します。(No.41)

- 県内の企業や各種団体等の協力の下、県、鳥取市、ハローワーク等の行政機関と連携し、様々な形態のインターンシップやキャリア教育を実施して、卒業生の県内就職率は、中期計画期間内に30%以上を目指します。(No.42)

②就職に役立つ資格取得の支援

- 簿記、ファイナンシャルプランナー資格取得や公務員試験対策について、外部専門学校等と提携して講座を開設し、また、合格者には、検定料の半額(上限3,000円)を補助します。(No.43)
- 学生の英語能力増進を支援するため、引き続き対策講座を開講し、CEFRにおけるB1レベルを獲得した学生を表彰します。(No.44)
- 資格取得学生数は、本年度75人以上を目指します。(No.45)

(6) 学生支援に関する目標を達成するための措置

①学修等支援

- 指導教員(チューター)がオフィスアワーなどで学生の相談に応じ、学習活動を支援します。また、学生フォロー制度で欠席の多い学生を早期に把握し、当該学生に対し、早めにフォローアップしていきます。(No.46)
- 学生団体強化支援の認定及び強化支援に関する要綱に基づき、本学独自の強化部育成対策など、クラブ活動に対する支援を行います。(No.47)
- 学業成績が優秀な学生や、課外活動等で顕著な成果を上げた学生、各種資格・検定に合格した学生を表彰し、学修意欲の向上や課外活動の充実につなげます。(No.48)
- 学友会との意見交換会の実施や、学生・職員提案制度などから、学生、教職員の意見・要望・提案を聞き大学運営に活かします。(No.49)
- 休講情報、その他、気象や防犯等、緊急を要する情報を学内WEBや掲示板、デジタルサイネージを活用し学生へ迅速に伝達します。(No.50)
- 学生生活実態アンケート、学友会との意見交換会や、学生・職員提案制度などから、学生・教職員等の意見・要望・提案を集め、環境整備やアメニティの向上に活かします。(No.51)

②学生一人ひとりの活動記録(ポートフォリオ)の作成

- 学生一人ひとりの活動記録(ポートフォリオ)を作成し全教員が必要な情報を共有することで、学生が入学して卒業するまでを見守り、適時に適切な指導ができるような仕組みの構築について検討します。(No.53)

③多様な学生の支援

- 外国人留学生の受け入れを行うため、引き続き教育環境の整備や奨学制度の実施、相談窓口の設置など、安心して大学生活を送ることができるよう外国人留学生を支援

します。(No.54)

- 平成28年4月1日から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）を遵守し、教職員対応要領を公表し、あわせて留意事項の検討を行います。また、障がいのある学生も他の学生と同様に学修活動を行うことができるよう、施設のユニバーサルデザイン化や個々の障害特性に応じた学修環境を整備します。なお、学生から障がいに係る合理的配慮の提供に関する申請があった場合には、平成30年4月に設置した「学生支援センター」において検討し、必要な場合には特別支援チームを立ち上げる等して支援を行います。(No.55)

④経済的な支援

- 生活保護世帯や住民税非課税世帯を対象として授業料減免制度（半免・全免）を実施し経済的に困窮する学生を支援します。(No.56)
- 平成29年度に創設した「鳥取県内出身学生生活支援制度」を継続実施し、本県出身学生の、生活に係る費用の一部を支援します。(No.57)
- 平成32年度から実施される高等教育段階の教育費負担軽減制度に取り組むため、必要な手続きを行います。(No.58)
- 学生の経済的支援の一助として、引き続き学内で発生する教育研究補助等の作業に学生をアルバイトとして活用します。(No.59)

⑤健康等の支援

- 保健師・臨床心理士が常駐し、学生、教職員の健康相談に的確に対応するとともに、心の悩みを個別にカウンセリングし、医療機関への引き継ぎを行うなどメンタルヘルス対策を充実していきます。また、医療機関との連携により、健康相談、メンタルヘルス相談を月1回実施します。(No.60)
- 副学長（学生生活・就職担当）の下、指導教員（チューター）、事務局及び保護者が連携しながら、学生支援を行うことにより、年度当初の在学生のうち当該年度内に退学した学生の割合を国公立大学の平均退学（除籍を含む）率以下を目指します。(No.61)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- サステナビリティ研究所では、引き続き循環型社会形成等の先進的研究を発展させ、事例報告や研究成果発表のためのシンポジウムや講演会を開催します。(No.62)
- 地域イノベーション研究センターでは、地域をフィールドとした調査・研究の充実を図り、学生とともに地域各界との連携を深めます。(No.63)
- 研究発表会、シンポジウム、産学官懇談会等で交流を深め、引き続き受託研究や共

同研究を推進します。(No.64)

(2) 研究実施体制の整備に関する目標を達成するための措置

- 学内競争的研究費助成制度（特別研究費助成）による研究支援や、各種研究費の募集情報の迅速な提供などにより、若手研究者の育成及び研究の活発化を図ります。(No.65)
- 教員評価制度において、引き続き研究実績を評価し、全教員が研究に取り組み、研究活動の活性化につなげる意識を高めます。(No.66)
- 競争的外部資金は同規模（教員数）公立大学の平均新規申請件数以上、近県公立大学平均採択率以上を目指します。(No.67)

3 社会貢献・地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置

①地域社会との連携

- 事業協働地域である鳥取県東部地域を中心に「とっとり麒麟地域活性化プラットフォーム」との連携・協働を深めつつ、地域の現状と課題について把握し、理解を深めるための教育研究活動を目指します。(No.68)
- 地域志向科目の充実などのカリキュラム改革を進めることにより、科目群の充実や実際に地域に出かけ実践的な問題発見・解決力を養う少人数PBLである「プロジェクト研究」を行い、その中で特に鳥取県東部地域をフィールドとする「麒麟プロジェクト研究」を実施し、学修効果を高めます。(No.69)
- 地域研究や地域活動の拠点として「岩美むらなかキャンパス」の利用を促進するとともに、地域志向科目を修了し、かつ地域活動への貢献意欲を有すると認められる学生に対し、「TUES麒麟マイスター」の資格認定を行い、学生の地域連携活動を促進します。(No.70)

②「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）」の取組

- 幹事校である鳥取大学、参加校である鳥取短期大学、鳥取看護大学および国立米子工業高等専門学校と連携して、COC+事業を推進するとともに、地域に愛着を持つ地域指向の人材育成を通じた卒業生の県内就職や地域定着の増加を目指します。また、平成27年度に、まちなかキャンパスで開始した学習支援事業（公立鳥取環境大学スタディ）を引き続き実施します。(No.71)

③地域連携の拠点

- 地域イノベーション研究センターは、引き続き地域の豊かな生活実現に貢献するため、地域をフィールドとした調査研究・連携活動や情報収集提供活動等を学生とともに積極的に展開していきます。(No.72)
- 地域イノベーション研究センターは、引き続き地域と大学を結ぶ役割を果たします。また、とっとり麒麟地域活性化プラットフォーム並びにその活動拠点としてのまちなかキャンパスを運営し、地域の窓口としての機能を果たします。(No.73)

④地域社会に対する大学教育・成果の還元

- 公開講座は、引き続き広く一般を対象としたもの、夏期休業中の小・中・高校生を対象にしたもの、社会人のキャリアアップを目指したものなどを行う他、まちなかキャンパスで行う学習支援事業「環大スタディ」など、多様な講座を開講し、受講者がより受講しやすい時間帯・場所で講座を開講します。また、公開講座は、引き続き「岩美むらなかキャンパス」、西部サテライトキャンパス及び中部地区会場でも開催します。(No.74)
- 通常授業の中でも、地域課題をテーマとした講義や外部講師による特別講義等については引き続き可能な限り一般県民に公開します。(No.75)
- 公開講座等は、受講者数1, 100人以上を目指します。(No.76)
- 教職課程を有する公立大学として地域に貢献するため、引き続き平成31年度も教員免許状更新講習を実施します。(No.77)
- サステナビリティ研究所は、西部サテライトキャンパスと共同して、小学生以上を対象とした「エネルギー教室(仮称)」を新たに実施します。(No.78)

⑤地域との連携

- 地域連携に関する相談窓口であるまちなかキャンパスで、引き続き広く地域から要望や意見を受け付けます。また、「産官学連携コーディネーター」及び「地域連携コーディネーター」を通じた地域との連携により、本学の知の財産を積極的に地域社会に還元することを目指します。(No.79)
- 図書館については、公立大学協会中国四国地区図書館協議会、鳥取県大学図書館等協議会及び鳥取地区図書館実務者連絡会と連携し、情報共有を図りながら利用者ニーズの把握に努め、相互の利用促進に資する取組を進めます。また、地域住民への一般開放により、市民・県民の利用促進を図ります。(No.80)
- 西部サテライトキャンパスでは、引き続き高校や企業・団体等との連携窓口としての機能を果たしながら、県西部地区における地域交流事業を実施します。また、県民を対象とした公開講座や講演会も実施します。(No.81)
 - ・鳥取県西部総合事務所及び近隣市町村と連携をとりながら、学生を主体とした地域交流事業に積極的に取り組みます。
 - ・平成25年度より実施している「伯耆町日光地区協議会との交流事業」については、平成26年に伯耆町並びに伯耆町日光地区協議会と締結した協定に基づき、引き続き積極的に交流するとともに、伯耆町との交流も推進します。
 - ・鳥取県民チャンネルコンテンツ協議会のコンテンツを有効利用し、引き続き、「未来への授業」を制作・放映し県民に対し公立鳥取環境大学の魅力を広報します。
 - ・平成30年度前期の「循環型社会形成実習・演習B(環境学部3年授業科目)」で実施したように、鳥取県西部地区を研究フィールドとし、教員や西部地区の行政、企業等と連携した活動に取り組みます。

○ 引き続き地域活性化・地域貢献に関する研究35テーマ以上、成果の発表30回以上を目指します。(No.82)

○ 地域住民等が気軽に英語村を利用することができるよう、引き続きまちなかキャンパスでの「まちなか英語村」を定期的で開催するとともに、東・中・西部の市町村にも出向いて「出張英語村」を開催します。(No.83)

⑥地域の学校との連携

○ 鳥取県教育委員会との協定に基づき、引き続き県下の小中学校、高校への教員の派遣や、教育支援に取り組みます。(No.84)

○ ホームページで出前授業の一覧を公開し、近隣県での利用を薦めます。(No.85)

○ 小中学校、高校への出前授業28回以上、英語村などの施設の小中学校、高校の公式行事としての利用回数25回以上を目指します。また、西部サテライトキャンパスでも「出張英語村」「科学教室」を開催します。(No.86)

⑦TUESサポーターの任命

○ 地域で活躍する青年や高校PTA代表者、本学学生の保護者で構成するTUESサポーターとの意見交換(TUES青年懇話会)を開催し、いただいた意見や提案を大学運営に反映します。(No.87)

(2) 国際交流に関する目標を達成するための措置

①海外大学との交流推進と環境整備

○ 平成31年度も引き続き清州大学(韓国)との間で相互に留学を実施するとともに、清州大学、ウラジオストク国立経済サービス大学(ロシア)及びミドルベリー大学(米国)等との交流を継続します。(No.88)

○ これまでの海外大学との教員交流の実績を踏まえ、共同研究の実施に取り組みます。(No.89)

○ 海外大学との学生交流・文化交流について、参加学生数50人以上、交流回数10回以上を目指します。(No.90)

○ 職員住宅の一部を改修し、海外からの留学生の生活支援及び在学生との交流促進のための機能を整備します。(No.91)

②海外留学の促進

○ 英語村では、スタッフと会話しながら英語を理解する力や伝える力をより高めるために、活動内容の充実強化を図ります。(No.92)

○ 英語村の利用による異文化体験、学生への情報発信及びカウンセリング等を通じ、海外留学に対する意欲を醸成します。(No.93)

○ 留学を促進するため、留学先での取得単位を本学の単位として認定する制度を、検討します。また、海外語学実習科目については、今後の実施方法、実施校等について検討します。(No.94)

○ 留学経験学生90人以上を目指し、引き続き留学を促進するための経済的支援を行うとともに、英語力が中級レベル(CEFR:B1レベル)以上の学生を対象とするカッセル大学(ドイツ)での語学研修プログラムを新たに実施するほか、語学レベルの向上に対するインセンティブとなるよう留学を希望する学生への経済的支援制度の見直しを行います。(No.95)

③国際交流窓口機能の充実

○ 鳥取県国際交流財団、鳥取大学国際交流センター、鳥取県留学生交流推進会議等との意見交換等を通じ、引き続き外国人留学生の受入れや留学生の派遣、留学支援に関する情報の収集、検討を行います。(No.96)

○ 外国人留学生の受け入れを行うため、引き続き教育環境の整備や奨学制度の実施、相談窓口の設置など、安心して大学生活を送ることができるよう外国人留学生を支援します。(再掲 No.54)

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経営体制に関する目標を達成するための措置

○ 引き続き幹部会議等を適切に運営し、学内での情報共有と意思決定の迅速化を図ります。また、経営審議会、教育研究審議会の学外委員の意見を大学運営に反映します。(No.97)

○ 教職員一人ひとりが大学運営に対する意識を高めることにより、引き続きオープンキャンパス等全学的行事への教職員参加率80%以上を目指します。(No.98)

2 地域に開かれた大学づくりに関する目標を達成するための措置

○ 引き続きホームページのコンテンツの充実や本学の様々な活動について積極的にマスメディアに情報提供するとともに、「県政だより」や「とっとり市報」を活用して活動内容をアピールします。(No.99)

○ ホームページをリニューアルし、本学の情報を効果的に発信します。(No.100)

○ 引き続き、講演会、シンポジウム等の機会を活用し、案内、説明、チラシ配布等情報発信を積極的に行います。(No.101)

○ 設置者の協力を得ながら、大学活動に関する県民の認識や要望についてのアンケートを実施します。(No.102)

○ 県内高等学校長との意見交換会、進路指導担当教員説明会を開催し、引き続き本学の教育に対する期待や要望を聞き取ります。(No.103)

○ 在学生の保護者に対し、学報や成績表等を送付し、本学や学生の現状を報告するとともに

に、必要に応じて保護者と教職員が面談を行うなど、引き続ききめ細かく学生を支援します。また、保護者会を開催します。(No.104)

- また、公立鳥取環境大学を支援する会等を通じて、経済界等と意見交換を実施します。(No.105)

3 事務局の組織・人事制度と人材育成に関する目標を達成するための措置

(1) 多彩で有能な事務職員養成

- 職員の能力及び資質の向上を図り、その知識を学内に活かせるよう、計画的にSD(スタッフ・ディベロップメント)を実施します。(No.106)
- 公立大学協会主催の研修、鳥取県職員人材開発センター主催の研修等に参加し、引き続き事務職員としての能力開発を行います。また、外部のノウハウを活用し、人材育成について、体系的なプログラムを実施します。(No.107)
- 公設民営大学から公立大学化した大学(高知工科大学、名桜大学、静岡文化芸術大学、長岡造形大学ほか)との研修会に参加し意見交換をすることにより、他大学の優れた業務遂行方法や仕組み等を吸収し、他大学職員との交流も同時に深めます。(No.108)

(2) 事務職員人事評価制度の導入

- 引き続き評価結果を昇任や昇給、異動等に反映させるとともに人材育成に活用する評価制度に取り組みます。(No.109)
- 業務の繁忙を勘案し、必要に応じて人事異動を行い組織の活性化を図ります。(No.110)

4 大学の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 予算を編成するにあたっては、限られた財政資源を有効活用することを念頭に、重点的に取り組むべき事項を定め、具体的な課題に対し、大学運営の優先順位に基づき、全学的、戦略的に配分します。(No.111)
- 継続事業については事業目的を再確認するとともに内容を点検し、廃止の可能性や実施の必要性を十分検討するとともに、継続する場合には、トータルコストを考慮し、より効果が見込めるような見直しを行います。(No.112)
- 常にコスト意識をもった予算管理を徹底するとともに、複数年契約など契約内容の見直しや、契約における競争的環境を確保するなど、引き続き経費削減に努めます。(No.113)
- 教育研究等を効率的、効果的に行っていくための組織づくりを引き続き進めます。(No.114)
- 経営・教学の主要な役職員をメンバーとした幹部会議等により、経営上の課題等も共有し、引き続き効率的な予算執行を行います。(No.115)

- 教員人事評価制度、職員人事評価制度及びFD・SD研修等により、引き続き質の高い教職員を養成します。(No.116)

Ⅲ 安定的な経営確保・財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置

- 法人及び大学の運営全般や重要事項について幹部会議等で協議、情報共有し、適切に大学の経営・運営を引き続き行います。(No.117)
- 安定的経営を確保するためには、志願者の安定確保と入学定員の充足が不可欠であり、志願者確保に向けた取組を引き続き実施します。(No.118)
- 収入額7億円以上を達成し、経常的支出に占める人件費の割合は中四国公立大学平均以内を目指します。(No.119)
- 自己財源比率については、中四国公立大学平均以上を目指します。(No.120)
- 第2期中期計画の目標を円滑に達成するための重点事項を定め実施します。(No.121)

2 志願者確保に関する目標を達成するための措置

(1) 志願者確保を達成するための具体的方策

- 入試の志願者データ及び高校訪問結果に基づき、訪問地域、高校等の検証を行い、重点化などの対策を検討しながら、高校・予備校への訪問、進学相談会を引き続き開催します。(No.122)
- 教員による出前授業、在学生による母校訪問等において、本学教育の特色を引き続きアピールします。(No.123)
- オープンキャンパスの開催に際し、高校訪問、高等学校教員説明会、資料請求者へのDM、受験情報誌等で案内するとともに遠隔地から無料の送迎バスを運行し、引き続き参加者の増加を図り、参加者数1,000人以上を目指します。(No.124)
- 中期目標期間内に国公立大学平均以上の志願者を確保するとともに入学定員充足率100%達成を目指します。(No.125)
- 県内入学者促進コーディネーターを活用し、鳥取県教育委員会と連携した県内高校への働きかけと、定期的な高校訪問や教員説明会、校長との意見交換会等を実施します。また県内の高校生に対しては、高校内ガイダンスや進学相談会を通じて、本学の魅力を伝えるとともに、県内高校に対して、「鳥取県内出身学生生活支援制度」を周知し、県内入学率17%以上の達成を目指します。(No.126)

(2) 志願者動向の継続的な把握と大学の魅力づくりの方策

- 進学相談会、オープンキャンパス等の直接受験生やその保護者と接触する機会や、新入生アンケート及び新入生保護者アンケートにより、大学選びの基準や教育内容に

に対する期待や意見等を集め、その結果を教職員全員が情報共有し、引き続き学生募集活動や教育内容等の充実に役立てます。(No.127)

(3) 入試のあり方等の検討

- アドミッション・ポリシーに基づき、入学者の選抜にあたっては、平成31年度入試と同様に一般入試と特別入試（AO、推薦）を実施します。推薦入試については、専門高校枠・地域枠を設定します。また、私費外国人留学生入試、社会人特別入試も引き続き実施します。(再掲 No.18)

- アドミッション・ポリシーに沿った外国人留学生が入学するよう、私費外国人留学生入試の選抜方法を検討します。(再掲 No.19)

- 平成32年度から始まる新入試に合わせ、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を調整するとともに、入学者の追跡調査、志願者動向、高校教員・保護者・地域等の要望及び意見を参考にして、選抜方法等の詳細について検討します。
(再掲 No.20)

3 自己財源の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 授業料等の設定

- 授業料等学生納付金は、他の公立大学の状況等を踏まえ設定します。なお、県内入学生については、入学金の減額を行います。(No.128)

(2) 競争的外部資金の獲得

- 学内競争的研究費助成制度（特別研究費助成）による研究支援や、各種研究費の募集情報の迅速な提供などにより、若手研究者の育成及び研究の活発化を図ります。
(再掲 No.65)

- 競争的外部資金は同規模（教員数）公立大学の平均新規申請件数以上、近県公立大学平均採択率以上を目指します。(再掲 No.67)

4 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 予算を編成するにあたっては、限られた財政資源を有効活用することを念頭に、重点的に取り組むべき事項を定め、具体的な課題に対し、大学運営の優先順位に基づき、全学的、戦略的に配分します。(再掲 No.111)

- 継続事業については事業目的を再確認するとともに内容を点検し、廃止の可能性や実施の必要性を十分検討するとともに、継続する場合には、トータルコストを考慮し、より効果が見込めるような見直しを行います。(再掲 No.112)

- 常にコスト意識をもった予算管理を徹底するとともに、複数年契約など契約内容の見直しや、契約における競争的環境を確保するなど、引き続き経費削減に努めます。
(再掲 No.113)

- 鳥取県版環境管理システム（TEAS 第I種）の認証を受け、本学の環境マネジメントシ

システムにより、公立鳥取環境大学環境方針に基づき策定した3年ごとの実行目標の達成を目指します。(No.129)

○ 定員管理において、本学の中期目標を達成するために必要な非常勤教員を含めた教員の配置を行います。事務職員数は効率的な業務運営を前提とし、引き続き適切な職員の配置を行います。(No.130)

○ 給与制度については、鳥取県職員の制度に準じる制度で運用するとともに、嘱託職員を中期目標に沿って効率的に配置・活用し、人件費抑制措置を行います。(No.131)

5 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 適正な施設整備とその活用

○ 本学の新たな魅力づくりと学修環境を整備するため、情報メディアセンターの環境整備を行うとともに職員住宅の一部を改修し、海外からの留学生の生活支援及び在学生との交流促進に用います。(No.132)

○ 施設の長期利用を目指し、施設保全計画に基づき、計画的に修繕等を実施します。(No.133)

(2) 施設の積極的地域開放

○ 地域に開かれた大学として、大学の教育・研究等に支障のない範囲において、施設の積極的な開放を引き続き行います。(No.134)

IV 点検・評価・情報公開に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 チェック体制・設置者による評価に関する目標を達成するための措置

○ 大学運営全般について、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会による評価を受け、その結果を教育研究活動及び業務運営の改善に活用します。(No.135)

2 自己点検に関する目標を達成するための措置

○ 平成32年度に受審する機関別認証評価(第三者評価)に向けて、平成31年2月に設置した新たな内部質保証推進体制のもと、自己点検・評価結果の適切性の評価及びその有効性を検証し、改善の必要がある事項については、大学自らの責任において速やかに改善を図り、内部質保証を推進します。(No.136)

3 情報公開と広報活動に関する目標を達成するための措置

(1) 実効的な広報戦略の展開

○ 全国高校生の志願動向を把握し、資料請求者情報や志願者情報の調査分析により、学生に直接働きかけるもの、高校教員や保護者に対するものなど様々な媒体を活用して最も効果的な広報手段を検討し、引き続き戦略的な広報を展開します。(No.137)

○ 引き続き教員・学生の活動情報を積極的に提供し、マスメディアに50件以上の掲載を目指すことで、本学の評価につなげていきます。(No.138)

(2) 積極的な情報提供

- 廃棄物問題など環境分野における先進的な取組など、大学の評価を高める特徴的な教育研究活動に関する情報を引き続き積極的に提供、広報します。(No.139)
- ホームページ等を活用して学校教育法、地方独立行政法人法等に基づいた教育活動や業務運営に関する各種情報の公開度を引き続き高めます。(No.140)
- ホームページをリニューアルし、本学の情報を効果的に発信します。
(再掲 No.100)

V その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 コンプライアンス（法令遵守）に関する目標を達成するための措置

- コンプライアンスの推進に関する基本方針や職員倫理規程の周知を図るとともに、教職員、学生等にコンプライアンスに関わる啓発、研修等を実施します。(No.141)
- 公的研究費の管理・監査についてガイドラインを遵守し、コンプライアンス教育の充実や内部監査等を引き続き行います。(No.142)
- 公益通報・相談窓口等を通して、コンプライアンスに反する事案が発生した場合に引き続き対応します。(No.143)

2 人権に関する目標を達成するための措置

- ハラスメントに対する相談窓口やその対応等について、フレッシュャーズセミナー、ガイダンスでの説明及びパンフレットの配布を通じて学生などに周知・啓発します。また、ハラスメントに対する対応を適切に行うなど、人権侵害のない良好な就学・就業環境の維持・向上を図ります。(No.144)

3 施設整備に関する目標を達成するための措置

- 鳥取県版環境管理システム（TEAS 第 I 種）の認証を受け、本学の環境マネジメントシステムにより、公立鳥取環境大学環境方針に基づき策定した3年ごとの実行目標達成を引き続き目指します。(再掲 No.129)
- 施設設備について、長期的な利用やユニバーサルデザイン化を考慮して、保全・改修を計画的に行います。(No.145)
- 夜間の通学の安全確保のため、大学から津ノ井駅に向かう市道わかば中央通沿いの大学敷地に照明灯を設置します。(No.146)

4 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 災害発生時に対応するために消防計画に基づき教職員及び学生に対して効果的な訓練が出来る体制を検討します。(No.147)
- 「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」「鳥取県個人情報保護条例」に基づき、個人情報の適正な管理を引き続き行います。(No.148)

- 平成27年度から施行した情報セキュリティポリシーに基づいて、情報セキュリティを維持するための手順等の整備及び情報システムの整備をするとともに教職員、その他学内に常駐する業者等に対する研修等を引き続き行います。(No.149)

VI 予算、収支計画及び資金計画

大学経営にあたっては、戦略的な取組みや施設設備の改修に目的積立金を充当するとともに、常に優先順位に基づいた予算執行、諸支出の点検、見直し、収入の拡大等を図ることにより、平成31年度決算において剰余金が生じるよう最大限努力します。

VII 剰余金の使途

平成30年度決算において剰余金が発生した場合には、地方独立行政法人法に基づき適切に処理するとともに、目的積立金については、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善のために充当します。

VIII 新生公立鳥取環境大学運営協議会の規程で定める業務運営に関する計画

1 施設及び設備に関する計画（再掲）

- 施設の長期利用を目指し、施設保全計画に基づき、計画的に修繕等を実施します。

2 人事に関する計画（再掲）

(1) 多彩で有能な事務職員養成

- 職員の能力及び資質の向上を図り、その知識を学内に活かせるよう、計画的にSD（スタッフ・ディベロップメント）を実施します。
- 公立大学協会主催の研修、鳥取県職員人材開発センター主催の研修等に参加し、引き続き事務職員としての能力開発を行います。また、外部のノウハウを活用し、人材育成について、体系的なプログラムを実施します。
- 公設民営大学から公立大学化した大学（高知工科大学、名桜大学、静岡文化芸術大学、長岡造形大学ほか）との研修会に参加し意見交換をすることにより、他大学の優れた業務遂行方法や仕組み等を吸収し、他大学職員との交流も同時に深めます。

(2) 事務職員人事評価制度の導入

- 引き続き評価結果を昇任や昇給、異動等に反映させるとともに人材育成に活用する評価制度に取り組みます。
- 業務の繁忙を勘案し、必要に応じて人事異動を行い組織の活性化を図ります。

(3) 教育・研究活動を推進する人事制度の構築

- 文部科学省に提出した計画に基づく教員配置に加え、公立鳥取環境大学版リベラルアーツの推進に必要な教育・研究体制を整備するため、適切な教員配置を行います。